

# 入札参加申込みに係る提出書類

入札参加申込みにあたって、入札参加資格を有していることを確認するために所定の書類を提出する必要があります。

## 【必要となる提出書類】（各1部ずつ）

- ①入札参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③県税に未納のないことの証明書（福岡県の県税事務所発行）  
（県内に本店・支店・営業所等がない場合は不要）
- ④消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（税務申告した税務署発行）
- ⑤法人登記簿謄本及び印鑑登録証明書【原本（3ヶ月以内発行）】
- ⑥役員等一覧（様式3）
- ⑦法人概要【最新のもの（パンフレット等）】  
※資本金・事務所の規模・主要株主・主要取引先・取引金融機関等わかるもの
- ⑧定款又は寄付行為の写し
- ⑨土地利用計画書（任意の様式）  
※事業コンセプト・提供する物品やサービス等の内容及び計画図（建物、工作物等を含む）を記載したもの

※提出する書類に押印する印鑑は、全て代表者印（印鑑証明印）を使用してください。

上記書類の提出期限は、令和7年11月28日（金）午後5時までとなります。下記担当部署に直接持参により提出をお願いします。

## 【担当部署】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部財産活用課公有財産係  
福岡県庁（行政棟）西側9階南棟  
TEL 092-643-3088

(様式1)

## 入札参加申込書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

令和7年12月23日実施の下記県有地の貸付に係る一般競争入札に参加したいので申込みます。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。

### 記

#### 1 貸付物件の明細

所在及び地番	地 目	面積 (実測)
筑後市大字山ノ井字扇田766番2	宅 地	2,772.14 m <sup>2</sup>

#### 2 添付書類

- ①誓約書
- ②県税に未納のないことの証明書
- ③消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書
- ④法人登記簿謄本及び印鑑登録証明書
- ⑤役員等一覧
- ⑥法人概要
- ⑦定款又は寄付行為の写し
- ⑧土地利用計画書

(様式2)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が実施する県有地の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しておりません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。  
また、役員等又は使用人が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
- 4 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（注）のように供しようとする者ではありません。
- 5 次のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）ではありません。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）ではありません。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用していません。  
また、構成員等である事実を知らずに構成員等を雇用又は使用した場合は、当該事実が判明した時点で速やかに解雇等の是正措置を行います。
  - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結していません。  
また、暴力的組織又は構成員等である事実を知らずに、その者と契約を締結した場合は、当該事実が判明した時点で速やかに契約の解除等の是正措置を行います。

- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用していません。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与していません。
  - (7) 役員等又は使用人は、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用していません。
  - (8) 役員等又は使用人は、個人の私生活において、暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与していません。
  - (9) 役員等又は使用人は、暴力的組織又は構成員等と密接な交際（友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交遊をすること等）を有していません。
  - (10) 役員等又は使用人は、暴力的組織又は構成員等と社会的に非難される関係（構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待する様な関係、又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係等）を有していません。
- 6 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 7 入札について、貸付物件、主な賃貸借契約条件、入札説明等すべて承知のうえ、参加しますので、後日これらの事柄について福岡県に対し一切の異議、苦情を申し立てません。

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## 2. 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

## 6. 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

